

前橋市

地域包括支援センター南橋



「地域包括支援センター」は、高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。介護に関する疑問や心配ことがあったらお気軽にご相談下さい。

担当地域：上細井町、下細井町、北代田町、下小出町、上小出町
龍蔵寺町、青柳町、荒牧町、日輪寺町、川端町
田口町、関根町、川原町、南橋町

～お問い合わせ～

前橋市関根町668番地

(特別養護老人ホームせきね園1階)

電話番号 235-3577

ファックス 235-3587



地域包括支援センターでは こんなことをしています

♪何でもご相談ください

介護のことで困った時、介護のサービスを利用したいが何から始めればいいかわからない時、などお困りの時、まずはご相談ください。専門スタッフが一人ひとりの相談に応じます。

♪状態に合わせた介護予防の支援をします

事業対象者、介護保険の要支援
1・要支援2と認定された方の介護予防のプランをつくり、介護予防サービスの利用が効果的にできる

♪皆さんの権利を守ります

みなさんの権利や財産を守るための制度やサービスの紹介、支援を行います。また、高齢者虐待の防止・早期発見に努めます。

♪様々な方面から皆さんを支えます

みなさんを支えるケアマネジャーや地域の様々な機関と連携しながら、高齢者が暮らしやすい地域づくりをめざします。



メモ

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、市区町村が行う新しい介護予防事業です。生活機能の低下がみられるなど介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の人ならどなたでも利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。

いままで介護予防サービスで提供されていた「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」は、それぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」として、介護予防・生活支援サービス事業からの提供になりました。

サービス利用の流れ

65歳以上の人

サービスの利用について、まず地域包括支援センターまたは市区町村の窓口へご相談ください

- 介護保険の要介護認定で「要支援1・2」と認定された人
- 市区町村が行う「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた人

- すべての65歳以上の人

介護予防・生活支援サービス事業

が利用できます

地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにもとづいて、次のようなサービスが利用できます。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス

一般介護予防事業

が利用できます

健康維持と介護予防につながる各種講演会やボランティア研修、生活機能向上プログラムなどに参加できます。



「介護予防・日常生活支援総合事業」

「介護予防・生活支援サービス事業」のサービス

●お住まいの市区町村によって行っているサービスは異なります。くわしくは地域包括支援センターや市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

訪問型サービス

ホームヘルパーや地域住民、ボランティアなどが訪問して、日常生活でのさまざまな身体介護や生活援助などのサービスを行います。

たとえば…

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助をします。
- 地域住民やボランティアが主体となり、ごみ出しなどの生活援助をします。
- 体力の改善が必要な場合に、保健師などが相談指導をします。
- 通所型サービスの送迎や通院などの際に、移動支援をします。



通所型サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）などで、日常生活でのさまざまな支援、生活機能を向上させるための機能訓練、趣味などを通した高齢者の集いの場を提供します。

たとえば…

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援をします。
- 地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動などの自主的な通いの場を提供します。
- 生活機能を改善するために、保健・医療の専門家が運動器の機能向上や、栄養改善などの短期的な指導をします。



その他の生活支援サービス

栄養摂取や食事の調理に支障のある高齢者の栄養改善を目的とした配食サービスや、安否確認が取りにくいひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへの見守りサービスなどを行います。

たとえば…

- 栄養改善を目的とした配食サービスとともに見守りをします。
- 地域住民やボランティアが主体となり、定期的な訪問により見守りをします。
- その他、高齢者の自立支援のためとなる生活支援サービスを提供します。



○どんなサービスや支援が受けられる？

あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます

65歳以上の人

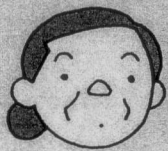
こんなときこんな人は…

まず、地域包括支援センターまたは
市区町村の担当窓口にご相談ください

- まだ介護や支援は必要ない
- 介護予防に取り組みたい



- 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない



- 何らかの介護や支援が明らかに必要



心身の状態を調べます

基本チェックリストを実施します

「基本チェックリスト」とは、利用者の心身の状態を把握するための質問リストです。介護予防が必要かどうか、どんなサービスが必要かをチェックします。



介護や支援が必要とされた人

要介護認定

市区町村に申請して認定を受けます。地域包括支援センターでは申請の代行をしています。

申請

認定調査
+
主治医意見書

審査・判定

認定結果の通知

P.8へ

非該当の人

あなたの状態

介護や支援を必要としない人

介護予防や支援生活が必要の人

要支援
1・2の人

- 訪問型サービス
 - 通所型サービス
- を利用する

要介護
1～5の人

在宅でサービスを利用する

施設に入所する

ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを実施。

P.26へ

介護予防ケアプラン

地域包括支援センターでケアマネジメントを実施して介護予防ケアプランを作成。

P.18へ

ケアプラン

居宅介護支援事業者がケアマネジメントを実施してケアプランを作成。

施設でケアプランを作成

P.12へ

あなたに必要なサービスを利用

〈一般介護予防事業〉 P.28へ
(すべての高齢者が利用できます)

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業 など

〈介護予防・生活支援サービス事業〉 P.27へ

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス

〈介護予防サービス〉 P.19へ

- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防訪問入浴介護 など

〈地域密着型介護予防サービス〉 P.22へ

- 介護予防認知症対応型通所介護 など

〈在宅サービス〉 P.13へ

- 訪問介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 短期入所 など

〈地域密着型サービス〉 P.22へ

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護 など

〈施設サービス〉 P.16へ

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設 など

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防サービス

介護サービス

「元気になるせきね塾」

参加しませんか

体のこと、食事のこと、お口のこと…みんなで
いっしょに楽しく学んで健康的な身体づくりを始めましょう！



“こんなことやってます”

運動:ピンシャン体操、転倒防止のはなし..
栄養:栄養を考えたメニュー作り、食べ物日記..
口腔:お口アツ体操、正しい歯の磨き方..
その他、脳活レクレーションなどなど楽しいこと
がいっぱい! (*^-^*)

◎場所 特別養護老人ホームせきね園 1階 会議室

(前橋市関根町 668)

◎日時 毎週火曜日 9時半 ~11時半

◎利用料 ・1割負担の方 1ヶ月 1534円

・2割負担の方 1ヶ月 3067円

《お問い合わせ》

◎前橋市地域包括支援センター南橋

☎ 235-3577

